

○警察術科技能検定に関する規程

平成 7 年 1 1 月 1 日
大分県警察本部訓令甲第18号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

(概 要)

警察術科技能検定に関し、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号）に定めるもののほか必要な事項を定めており、「技能検定の実施者等」、「技能検定の実施」、「合格者の通知」、「合格者名簿」、「他の機関が行った技能検定の効力」等について規定している。